

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事 (以下「実施機関」という。) が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 10 月 2 日付けで、実施機関に対し、「 10 月 1 日の犬の苦情処理の関係書類」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、健康福祉部東濃保健所が保有する「苦情・相談受付処理票 (平成 21 年 10 月 1 日及び 10 月 2 日分)」 (以下「本件対象公文書」という。) を特定し、本件対象公文書中、「個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、差出人表示名、犬の名前、登録番号、予防注射番号、個人の憶測に基づく記述、個人の心身・家族に関する記述」について、条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とし、その他の部分については公開することとする公文書部分公開決定 (以下「本件処分」という。) を行い、平成 21 年 10 月 15 日付け東保第 712 号により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 21 年 11 月 2 日付けで、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- ・ 公開された資料が全てコピーであり、完璧な偽造文書である。
- ・ 保健所職員が電話での確認ではなく、突然自宅に来ている。
- ・ 個人情報保護法により、黒塗りの偽造文書の公開しかしておらず、当方のプライベートは全く無視し勝手に自宅に職員が来た。
- ・ 偽造文書を基に職員に指示を出した根拠の説明を求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

対象公文書として「苦情・相談受付処理票 (平成 21 年 10 月 1 日及び 10 月 2 日分)」を特定した。当該文書は、10 月 1 日に一般住民から寄せられた飼い犬に関する苦情につい

て、その内容や対応について記録した公文書であり、異議申立人の請求の趣旨に合致するものである。

2 本件処分について

(1) 条例第6条第1号該当性について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

本件対象公文書に記載されている「個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、差出人表示名、犬の名前、登録番号、予防注射番号、家族の状況」は、特定の個人を識別できるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、また、「個人の憶測に関する記述、個人の心身に関する記述」は、特定の個人を識別することは困難であるが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるため非公開とした。

(2) 異議申立人の主張について

ア 公開された文書について

異議申立人は、「公開された資料が全てコピーであり、完璧な偽造文書である」と主張するが、実施機関が異議申立人に公開し、供与した公文書の写しは、本件対象公文書の原本から実施機関が個人情報であると判断した情報を黒塗りにした上で複写したものである。

公文書の公開の実施方法については、岐阜県情報公開事務取扱要綱第5に定められており、これによれば、部分公開するときは原本の写しにより対応することができる旨規定されており、実施機関が異議申立人に公開し、供与した公文書の写しは適正な手続きに基づき供与したものであり、異議申立人の主張は失当である。

イ その他の主張について

異議申立人は、その他プライバシーの侵害等の主張を行っているが、当該主張は本件処分に影響を与えるものではない。

なお、東濃保健所職員が異議申立人の自宅を訪問したことは、職員の正当な職務に関することである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「苦情・相談受付処理票（平成21年10月1日及び10月2日分）」であり、10月1日に一般住民から寄せられた飼い犬に関する苦情について、その内容や対応について記載されたものである。

2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、実施機関が異議申立人に対して公開した本件対象公文書は偽造文書であり、適正な公開が行われたものではない旨及び非公開とした情報は条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当しない旨主張していると考えられるので、公文書の公開の実施方法及び本件対象公文書における同号の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 公文書の公開の実施方法について

異議申立人は、「公開された資料が全てコピーであり、完璧な偽造文書である。」と主張しているが、当審査会でこの点確認したところ、公文書の公開の実施方法については、岐阜県情報公開事務取扱要綱第5に定められており、これによれば、部分公開するときは、原本の写しにより対応することができる旨規定されており、実施機関が

異議申立人に公開し、供与した公文書の写しは適正な手続に基づき供与したものであることが認められた。

(2) 条例第6条第1号該当性について

実施機関は、本件対象公文書に記載されている「個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、差出人表示名、犬の名前、登録番号、予防注射番号、家族の状況」は、特定の個人を識別できるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるため、また、「個人の憶測に関する記述、個人の心身に関する記述」は、特定の個人を識別することは困難であるが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるため非公開としている。

この点当審査会で検討した結果、まず、「個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、差出人表示名、家族の状況」については、特定の個人を識別できる情報であることが認められた。

次に、「犬の名前、登録番号、予防注射番号」であるが、これらの情報は特定の個人が所有する飼育犬に関する情報であるが、狂犬予防法上、犬の所有者はその犬に鑑札、注射済票を着用させる義務があること、対象公文書に記載された情報等を組み合わせることにより、一定程度地域が限定されること等から、当該犬の所有者を識別することができることが認められた。

また、「個人の憶測に関する記述、個人の心身に関する記述」については、特定の個人を識別することは困難であるが、内容が特定の個人の健康状態に関する情報、特定の個人の主観に基づく情報であるため、これらを公開することにより特定の個人の権利利益が害されるおそれがあると認められた。

これらのことから、実施機関が非公開とした情報はいずれも条例第6条第1号に該当し、条例第6条第1号ただし書に該当しないことが認められた。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他プライバシーの侵害等の主張を行っているが、当該主張は公文書公開請求に対する公開の可否の判断基準とはなり得ないものであり、失当である。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審査の経過
平成21年12月7日	・実施機関から諮問を受けた。
平成21年12月25日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成22年1月5日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成22年1月27日 (第88回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成22年2月22日 (第89回審査会)	・実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・諮問事案の審議を行った。
平成22年3月8日 (第90回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)